

小平市国民健康保険条例の一部を改正する条例
(市長専決処分に係る部分) の概要

1 改正の経過

平成 27 年度税制改正に伴い、地方税法施行令の一部改正が行われ、3 月 31 日に公布された。

低所得者の国民健康保険税の軽減措置の拡充に関する事項が含まれていたことから、急きょ国民健康保険条例の一部改正が必要となり、同日付けで市長専決処分※により、条例改正を行った。

※市長専決処分

地方自治法第 179 条において、市長が議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、その議決すべき事件を処分できるとされている。

2 改正の内容

国民健康保険税の低所得者に対する被保険者均等割及び世帯別平等割の軽減措置のうち、5 割軽減及び 2 割軽減の対象世帯に係る所得判定基準を改正する。

(1) 5 割軽減：軽減する所得判定基準を引き上げる。

現 行	基準額：33 万円 + <u>24.5 万円</u> × 被保険者数
改正後	基準額：33 万円 + <u>26 万円</u> × 被保険者数

(2) 2 割軽減：軽減する所得判定基準を引き上げる。

現 行	基準額：33 万円 + <u>45 万円</u> × 被保険者数
改正後	基準額：33 万円 + <u>47 万円</u> × 被保険者数

<参考> 7 割軽減の所得基準額
改正なし (基準額：33 万円)

2 施行期日

平成 27 年 4 月 1 日

小平市国民健康保険条例の一部を改正する条例について（概要）

本年 3 月 31 日、「地方税法施行令等の一部を改正する政令」の公布の際に、総務省より示された「市（町・村）税条例（例）の一部を改正する条例（例）」において、市税に係る減免の申請期限が見直されたことに伴い、市税条例と同様に国民健康保険条例の一部改正を行った。

1 改正の内容

（1）減免の申請期限

国民健康保険税に係る減免申請期限について、「納期限前 7 日」を「納期限」に改正する。

（2）その他

国民健康保険税の課税の特例に、「利子所得」と「雑所得」を加える改定規定（平成 25 年 9 月改正済み）の施行期日を平成 28 年 1 月 1 日に改正する。

2 施行期日

公布の日